

令和7年度 東京大学先端科学技術研究センター共同研究創出支援事業 新技術・新製品開発事業化可能性調査事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

1 補助対象となる事業

東京大学先端科学技術研究センター（以下、「先端研」という。）に所属する教員（以下、「先端研教員」という。）及び石川県内企業（以下、「企業」という。）等からなる連携体が実施する、先端研の技術シーズを活用した新技術・新製品等の研究開発において必要となる調査（実用化可能性調査、技術課題解決のための調査、市場調査等）（以下、「本調査」という。）に対して、先端研及び公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下、「I S I C O」という。）からの補助金の交付等により支援を行います。ただし、本補助金の交付等を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている、又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

2 補助対象者

以下の（１）及び（２）等からなる連携体（※１）

（１）先端研教員

次に掲げる項目に該当する者

- ① 国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターに在職している教授、准教授、講師、若しくは助教（特任教員※２、客員教員※３の者を除く。）又は、特任教員若しくは客員教員のうち雇用条件等で本調査を行うことが職務の一環として認められる者

（２）企業

次に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 石川県内に事業所を有する企業（※４）
- ② 上記「１ 補助対象となる事業」を主体となって実施する者であること。
- ③ 上記「１ 補助対象となる事業」の実施を目的とする「連携体（※１）」の代表者として、事業全体の管理を行う者であること。

※１ 「連携体」の定義

次に掲げる各項目の全てに該当する者とします。

- ・先端研教員及び企業を含む２者以上で構成される連携であること。
- ・新技術、新製品、新サービスの開発に向けた調査を目的とした連携であること。
- ・基本的に本調査に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割

分担が明確であり、その内容について合意済であること。

注) 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係は、「連携」には該当しません。

※2 「特任教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします。

- ・特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教

※3 「客員教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします。

- ・客員教授、客員准教授

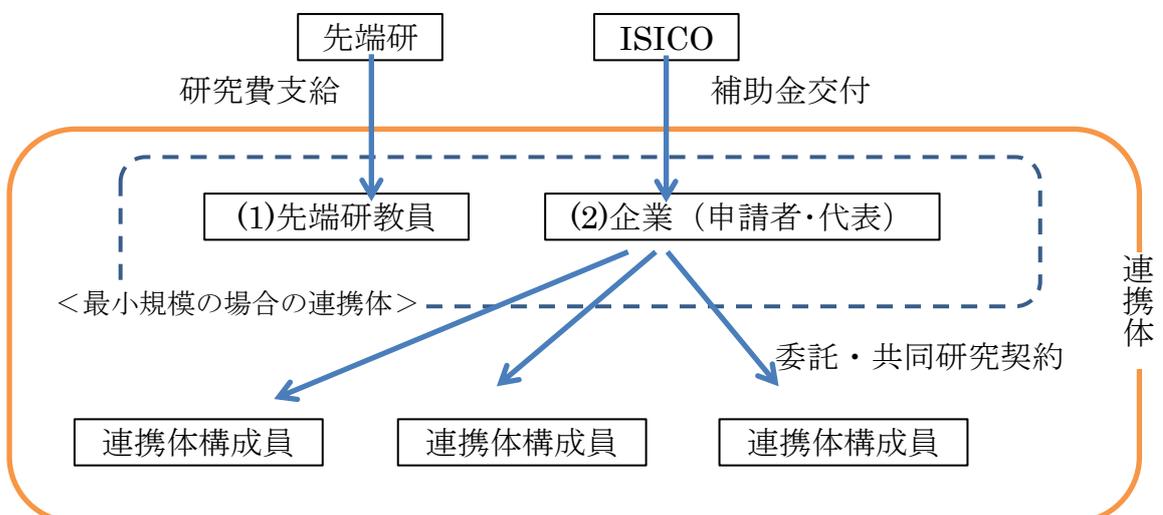
※4 「石川県内に事業所を有する企業」の定義

次に掲げる各項目のいずれかに該当する者とします。

- ・石川県内に本社のある企業
- ・石川県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業（本調査結果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）
- ・石川県内に開発部門を有する企業（本調査が当該開発部門で主体的に行われ、かつ本調査結果が本県の産業政策上有効と認められるもの）

【補助金の交付先について】

- ① 先端研教員が分担する本調査に係る経費は、先端研が負担します。
- ② 企業が分担する本調査に係る経費は、ISICOから、企業に対して補助金として交付します。（他の連携体構成員は、基本的に企業からの委託や共同研究契約等により共同開発を実施することとなります。）



3 補助対象期間・補助率・補助限度額

補助対象期間	採択日・交付決定日（令和7年9月頃を予定）から 最長で1年（令和8年8月頃）まで
--------	---

【補助率と補助限度額について】

（1）通常の場合

	対象経費総額（例）	補助率	補助限度額
①先端研	約 330 千円	10 / 10	約 330 千円
②企業	約 670 千円	10 / 10	約 670 千円
合計	—	—	1,000 千円以内

①「先端研教員が本研究開発に要する経費」と②「企業が本研究開発に要する経費」の合計が1,000千円以内。ただし、①と②の補助金額の比率が概ね1：2であること。

（2）本調査の結果を踏まえて、国等の研究開発助成事業に申請を予定している場合

	対象経費総額（例）	補助率	補助限度額
①先端研	約 660 千円	10 / 10	約 660 千円
②企業	約 1,340 千円	10 / 10	約 1,340 千円
合計	—	—	2,000 千円以内

①「先端研教員が本研究開発に要する経費」と②「企業が本研究開発に要する経費」の合計が2,000千円以内。ただし、①と②の補助金額の比率が概ね、1：2であること。

なお、(1)(2)ともに、採択された場合であっても、採択件数や予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

実施者	項目	内容	備考
【A】 先端研教員	人件費・謝金	本調査に直接従事する者の人件費や本調査の遂行に必要な知識・情報・技術等の提供に対する謝金	先端研が負担
	備品費	本調査の遂行に必要な機械装置等の購入費又はその製作設計に要する直接材料費、加工費	
	旅費	本調査の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費	
	材料・消耗品費	本調査の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用	
	雑役務費	本調査の遂行に必要な役務費	
	通信運搬費	本調査の遂行に必要な通信運搬費	
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、先端研が特に必要と認める経費	
【B】 企業	旅費	本調査の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費	I S I C O が補助金交付 ※先端研へ支払う経費は補助対象外
	機器・設備等賃借料	本調査の遂行に必要な機器・設備等の借上に要する費用	
	クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費 ※専ら本事業のために利用するクラウドサービスや WEB プラットフォームの利用費のみとなります。自社の他事業と共有する場合は補助対象となりません。 ※具体的には、サーバーの領域を借りる費用(サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用)、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象になりません。 ※サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、補助事業実施期間中に要する経費のみとなります。	

材料・消耗品費	本調査の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用
外注加工・評価分析費	<p>外注加工・委託等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社内で加工・製作することが困難な部材やその組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費 ・要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等に要する経費 ・試験、検査等の評価分析に要する経費 <p>※外注・委託による成果物が補助事業者に帰属しない場合は補助対象外となります。</p> <p>※情報システムや機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置費」としてください。</p>
謝金	外部の者から本調査の遂行に必要な専門知識の提供を受けるために支払う謝礼
知的財産権関連経費・認証取得費	事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士又は弁護士の手続代行費用や翻訳料等の経費、事業化に必要な認証を取得するためのコンサルティング、翻訳、通訳等に要する経費
共同開発費	<p>連携体構成企業・大学への共同開発費 (共同研究契約等)</p> <p>【共同開発費の内訳として認められる経費】</p> <p>直接人件費（常勤の教職員等は対象外）、旅費（条件は企業と同様）、機械装置費、材料・消耗品費、外注加工・評価分析費、間接経費（大学・公設試験場等のみ契約額の30%以内で計上可）</p> <p>※事業全てを委託等するものは対象外</p>

(2) (【B】 企業の場合) 補助対象外となる経費について

次のいずれかに該当する経費については原則、補助対象経費とはなりません。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 証拠資料等によって支払金額が確認できない経費
 - 原則、振込による支払済の証拠書類が必要であり、特に相殺、手形決済は不可です。
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に要する経費（ただし、サンプル出荷等、評価を受けることを目的として、製造原価と補助相当額の差額以下での譲渡であれば、認められる場合がありますのでご相談ください。）
- ・ 補助金の交付申請、実績報告、請求に関する書類作成に要する人件費
- ・ 補助対象事業に関連しない用務に要する旅費
- ・ 連携体及びグループ会社からの物品調達（ただし、原価相当での調達であれば補助対象経費として認められる場合がありますのでご相談ください。）
- ・ 特許庁など日本の行政庁に納入される出願手数料等
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含みます。）
- ・ 公租公課（消費税、地方消費税額等）
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等の購入費・自動車等車両の購入費・修理費・車検費用など）
- ・ 中古品（ただし、新品の購入が、金額や納期の観点で著しく不適当な場合は認められる場合があります。）
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) (【B】 企業の場合) 補助対象経費に関する注意事項

- ・ (1) の項目に該当する支出の場合でも補助対象経費として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・ 実績報告時には、以下の表に示す証拠書類を求めます。

旅 費	「旅費規定等内規」、「出張伺い・出張命令」、「旅費計算書」、「駅すばあと等経路確認ができる書類」、「飛行機利用の場合は領収書及び搭乗券半券」「出張報告書・復命書」、「出張精算書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」 ※現金手渡しの場合は「総勘定元帳（現金）の写し」	
上 記 以 外 の 支 払 い	「見積書」（原則、税抜単価50万円以上の場合は2者の見積書、もしくは選定理由書）「発注書」、「納品書」、「請求書」、「支払証明書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」	
そ の 他 特 に 必 要 と な る も の	材料・消耗品費	消耗品使用簿(補助対象期間内に使い切ったことを確認できるもの)

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

令和7年6月2日（月）から令和7年8月1日（金）午後4時（必着）

※期間中、ISICO 又は東大先端研にて、記入方法等に関する個別の相談を承ります（予約制）。募集期間終了直前は混み合いますので、お早めのご相談をおすすめ致します。

(2) 要領・様式の入手方法及び申請方法

①要領・様式の入手 →ISICO ホームページからダウンロード

<https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/u-tokyo.html>

②申請 →jGrants のホームページから電子申請

<https://www.jgrants-portal.go.jp>

※ログイン後、「補助金を探す」→検索キーワードに「東京大学先端科学技術研究センター共同研究創出支援事業 新技術・新製品開発事業化可能性調査事業」を入力してください。

※電子申請による提出の場合は、GビズID（gBiz ID プライム）の取得が必要です。

「GビズID」の詳細については、下記のWEB ページを参照ください。なお、当該 ID は申請から取得までに2～3週間を要します。

GビズID（gBizID）サイト URL [【https://gbiz-id.go.jp/top/】](https://gbiz-id.go.jp/top/)

(3) 提出物

以下の資料を提出してください。必要書類が揃っていない場合は、審査対象とならない場合があります。

①「事業計画書（別記様式）」

Word, Excel 等のファイルをそのままの形式で、必ず別紙1～5及び提出書類チェックシートのすべての書類を添付してください。

※事業計画書1枚目の「提案者1 東大先端研」、「提案者2 企業」欄については、については、捺印は不要です。

②「企業（申請者）及び連携体構成員の決算書（直近2カ年分）」

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書が必要です。

連携体構成員が大学、公的試験研究機関の場合は、②は不要です。個人事業主の方は②に替えて直近2カ年分の確定申告書の写しを提出

してください。創業間もないため決算書類がない場合は、②に替えて履歴事項全部証明書をご提出ください。

③「経営革新計画の認定書の写し」(任意)

応募申請時に有効な経営革新計画の認定を受けている事業者(申請中を含む)は、加点の対象となる場合があります。

(4) 提出先及び問い合わせ先

相談窓口・提出先	相談	提出
(公財) 石川県産業創出支援機構 成長プロジェクト推進部 イノベーション支援課 担当:小村、山崎、山下 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F TEL:076-267-6291	窓口(予約 推奨)又は 電話	jGrants
東京大学先端科学技術研究センター 経営戦略企画室 担当:松田 〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1 14号館101号室 TEL:03-5452-5106	窓口(予約 推奨)又は 電話	

6 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

(1) 審査方法

- ・提案案件は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて、先端研及びISICOが採択案件を決定します。
- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。また、審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択又は不採択の通知を行います。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・なお、採択された場合でも、予算の都合等により申請額よりも減額される場合があります。

(2) 審査基準

研究開発内容 (技術面)	①調査体制の妥当性 本調査を行う十分な体制が整っているか。
	②本調査の目的・目標・必要性 本調査の目的や目標が妥当か、本調査の必要性はあるか。

	③基礎となる技術の優位性 本調査の基礎となる技術に新規性・独創性・革新性があるか。
	④本調査の実施内容・方法の妥当性 実施内容や方法が妥当か。
事業化計画 (事業化面)	事業化計画の妥当性 市場分析、生産・販売体制等、事業化計画が練られているか。

(3) 補助金の交付について

- ・採択決定後、当該年度に係る交付申請書を提出してください。I S I C Oにて内容を確認の上、「交付決定通知書」を通知します。交付決定通知書に記載の交付決定日をもって補助事業を開始することができます。
- ・当該年度3月末又は事業終了日のいずれか早い日までに、当該年度に係る実績報告書及び支出ごとに発注から支払までの書類を提出してください。I S I C Oにて内容を確認の上、補助金額を確定し、「額の確定通知」を通知します。
- ・「額の確定通知」を受領後、「精算払請求書」を提出してください。I S I C Oにて内容を確認の上、指定口座へ補助金を振り込みます。

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 事業の実施体制について

事業の実施にあたっては企業と先端研とで共同研究契約を締結する必要があります。

(2) I S I C Oから企業に対する補助対象事業に係るもの

①事業化状況等の報告

補助事業終了後5年間、事業化等の状況について、別途指定する様式に従って報告書を提出していただきます。

②計画変更等の事前承認

交付決定を受けた後、①当該年度の交付決定額の20%を超えて補助金額を変更しようとする場合又は事業費総額の20%を超えて経費配分を変更しようとする場合、②補助目的自体が変更となる場合、又は③補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

③書類の保存 ※連携体企業も該当します。

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

④事業により取得した機械の管理等 ※連携体企業も該当します。

取得財産のうち、税抜単価50万円以上の機械等の財産又は効用の増加した財

産（処分制限財産）は、処分制限期間（耐用年数）内に取得財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け又は担保に供する）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

⑤検査

事業期間中の進捗状況確認及び事業終了後の確定検査のため、機構が実地検査に入ることがあります。

（3）先端研が費用を負担した本研究開発に係るもの

①報告書の提出

実績報告書のうち、先端研究員が実施した事業については先端研に報告していただきます。

②その他

国立大学法人東京大学の規程に拠ります。

<スケジュール（予定）>

令和7年9月採択、最大1年間事業を実施する場合の「企業」のスケジュール例を示します。

年度	日付	実施内容
R7年度	R7.6.2～8.1	【申請企業→ISICO】事業計画書を提出
	R7.8	【ISICO】審査
	R7.9.xx	採択後、①【申請企業→ISICO】交付申請書送付 →②【ISICO→申請企業】交付決定通知送付 ※すべての採択企業の交付申請日、交付決定日は 同一日付となります。採択時にお伝えします。
	事業期間中	【ISICO→申請企業】進捗状況を確認
	R8.3.31	③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
	R8.4月中	⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
R8年度	R8.4.1	①【申請企業→ISICO】交付申請書送付 →②【ISICO→申請企業】交付決定通知送付 ※交付申請、交付決定日ともに R5.4.1
	事業期間中	【ISICO→申請企業】進捗状況を現地で確認
	R8.8.xx	③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
	R8.9月中	⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
R9～ R13年度	毎年度1回程度	【申請者】事業化状況報告